

三重県廃棄物処理計画

概 要 版

平成28年3月

三 重 県

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
① 計画策定の趣旨	1
② 計画の性格	1
③ 計画の期間	1
第2章 現状と課題.....	2
① 本県における廃棄物処理の状況.....	2
② 本県を取り巻く状況.....	4
③ 本県が取り組むべき循環型社会への課題.....	5
第3章 基本理念と取組方向.....	6
① 基本理念	6
② めざすべき姿.....	7
③ 循環型社会構築のための取組方向.....	8
第4章 計画の目標と施策.....	9
I ごみゼロ社会の実現.....	9
II 産業廃棄物の3Rの推進.....	11
III 廃棄物処理の安全・安心の確保.....	12
IV 重点的に取り組むべき課題.....	14
第5章 各主体の役割と進捗管理.....	15
① 各主体の役割	15
② 計画推進の進捗管理.....	15

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

三重県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、国の基本方針や社会情勢をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応した廃棄物の減量や処理に関し策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めています。

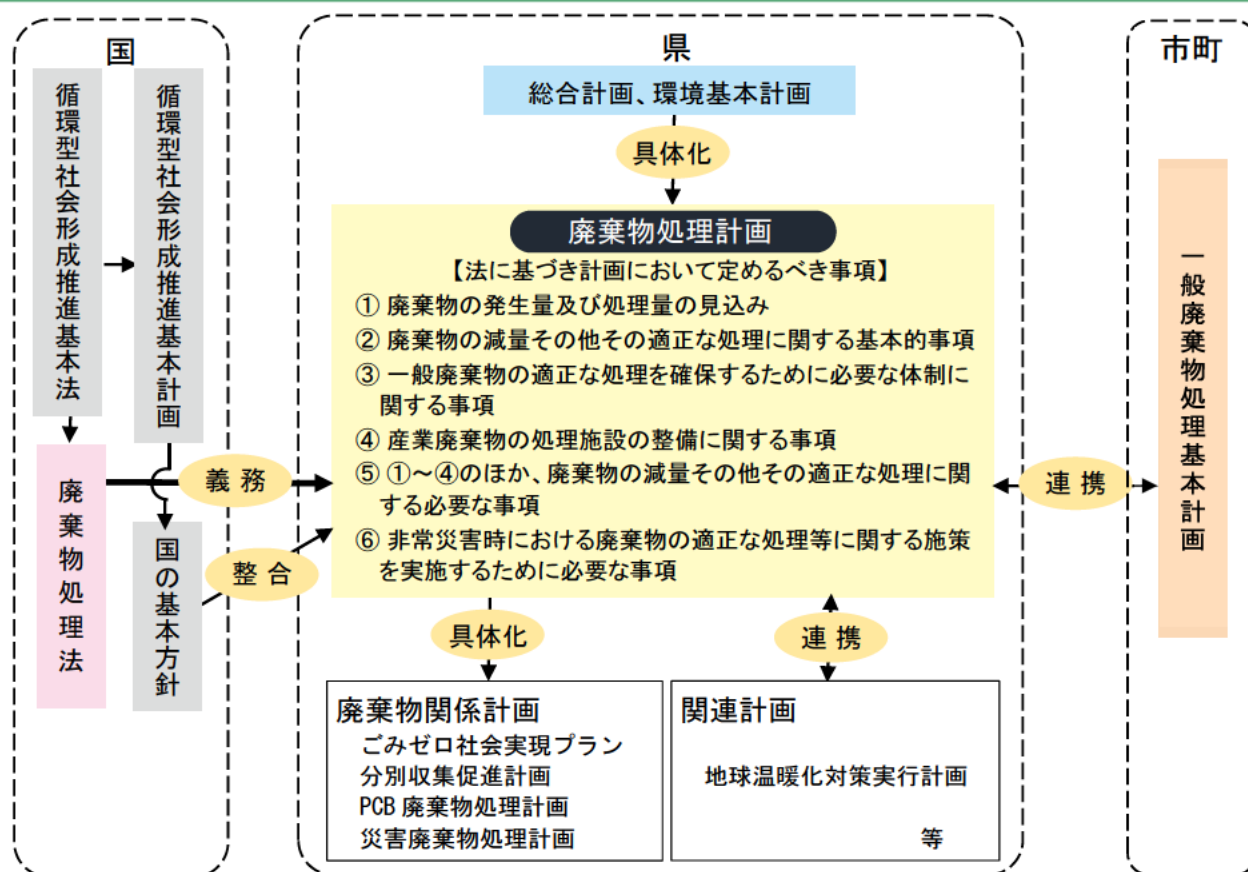


図 1-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

3 計画の期間

本計画では、中長期的な課題への対応が必要なことから、おおむね 10 年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、計画期間は 5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）とします。

また、計画期間の最終年度となる平成 32 年度に達成すべき数値目標等を設定します。

第2章 現状と課題

1 本県における廃棄物処理の状況(平成 25 年度)

[一般廃棄物(ごみ)]

ごみ処理の状況

県内のごみの総排出量については、平成 25 年度は約 659 千 t であり、うち家庭から排出される家庭系ごみは、453 千 t (69%)、事業系ごみが 181 千 t (27%)、集団回収が 25 千 t (4%) となっています。

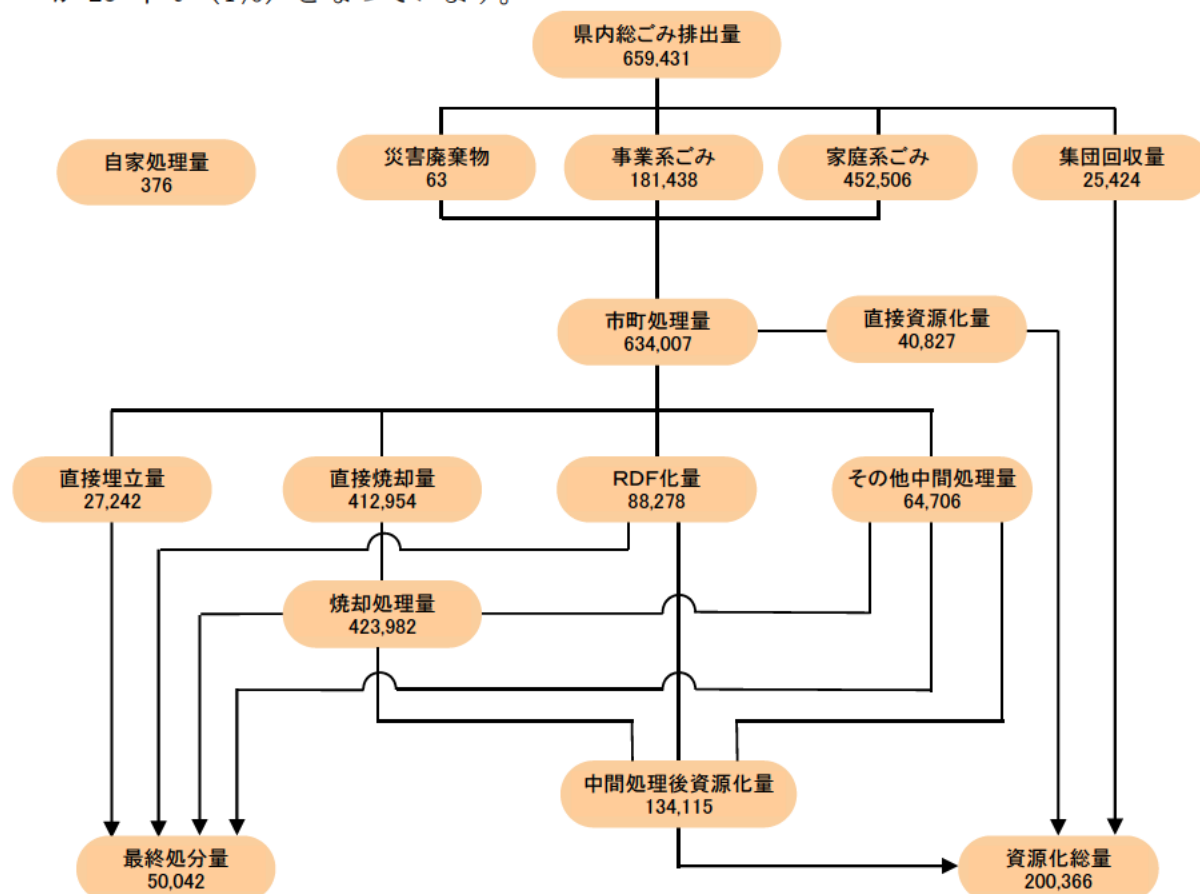


図 2-1 ごみ処理の状況(平成 25 年度実績)

(単位: t/年)

[一般廃棄物(し尿)]

し尿処理の状況

平成 25 年度に発生したし尿等の排出及び処理状況は以下のとおりです。

表 2-1 し尿処理の状況(平成 25 年度実績)

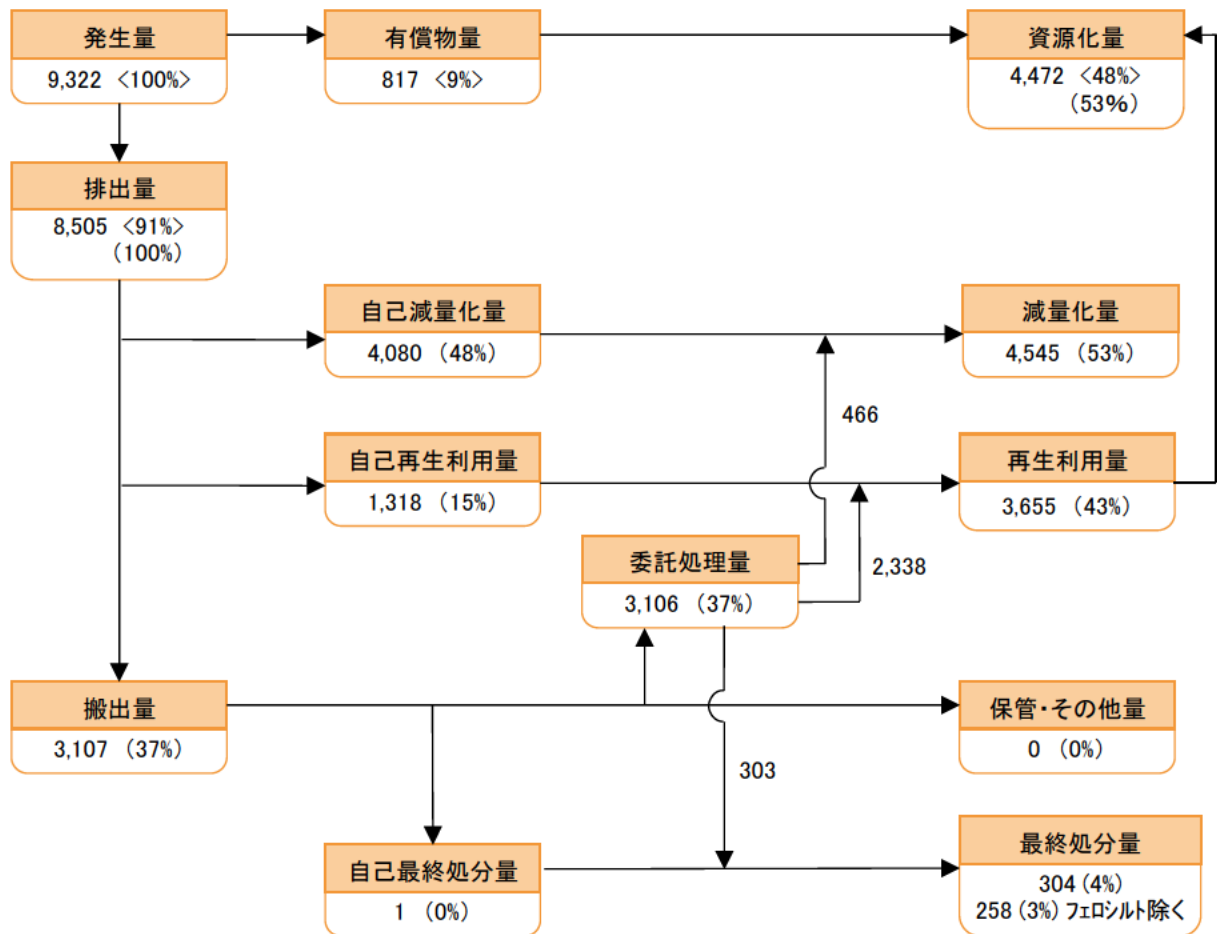
(単位: kℓ/年)

排出量	浄化槽汚泥		処理量				
	浄化槽汚泥	し尿	し尿処理施設	下水道投入	海洋投入	その他	
638,984	506,463	132,521	638,984	629,269	9,552	0	163

[産業廃棄物]

産業廃棄物処理の状況

排出量 8,505 千 t のうち、減量化量は 4,545 千 t (53%)、再生利用量は 3,655 千 t (43%)、最終処分量は 258 千 t (3%) となっています。



(単位：千 t)

(注 1) 〈 〉内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

(注 2) 上図の数値は端数処理の関係上、総数と個々の合計は一致しない場合があります。

(注 3) 最終処分量の 258 千 t は、過去に不適正処理されたフェロシルトの撤去に係る最終処分量を除いた量。

図 2-2 排出及び処理状況

2 本県を取り巻く状況

(1) 県勢の概要

本県では、人口減少や過疎化が見込まれるほか、建設業元請売上高は減少傾向、製造品出荷額や観光入込客数は増加傾向で推移しています。

(2) 循環型社会構築に向けた国の動向

国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）において、循環型社会形成に関する政策課題は、循環を質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保したうえで、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用する新たなステージに進んだとしています。また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針は、非常災害時に関する事項の追加などの変更が平成 28 年 1 月に行われました。

(3) 再生可能エネルギーの利用拡大

東日本大震災を契機としてエネルギー政策や環境政策が見直され、再生可能エネルギーの積極的な利用拡大が図られており、廃棄物処理においてもバイオマスなどの未利用エネルギーの活用が望まれます。

(4) 三重県環境基本計画(平成 24 年 4 月)

かけがえのない地球環境の中で、自然と共生した環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を、「協創」という考え方により進めることとしています。



2016. 5. 26～27 伊勢志摩サミット開催

開催地 志摩市賢島

3

本県が取り組むべき循環型社会への課題

[一般廃棄物に係る課題]

(1) ごみの発生・排出抑制、循環的利用の推進

ごみの排出量や最終処分量は着実に削減され、資源化率についても高い水準を維持していますが、3Rの取組を一層進める必要があります。

(2) 多様な主体による資源回収との連携

再生事業者や小売店等の拠点における資源回収が活発化しており、多様な主体と連携し、適正で利便性の高い資源回収の取組を進めていくが望まれます。

(3) 資源循環の質の向上

枯渇性資源の再資源化や、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効活用、再資源化に係る環境負荷の低減など、資源循環の質に着目した取組が望まれます。

(4) 未利用エネルギーの有効活用

再生可能エネルギーの利用拡大が望まれる中、市町で焼却されている廃棄物から熱回収、発電を行う体制をできる限り整備していくことが望まれます。

(5) 公正で効率的なごみ処理システムの構築

処理経費の負担について住民の理解が得られやすい公正で効率的なごみ処理システムの構築に向けた取組を進めていくことが望まれます。

(6) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

南海トラフ地震などの大規模災害に対応するため、各主体が連携し適正かつ円滑にがれきなどの災害廃棄物処理が行われるための体制を整備することが求められています。

[産業廃棄物に係る課題]

(1) 産業廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用の推進

産業廃棄物の排出量は、景気の動向に影響を受け、明確な減少傾向は見られない状況にあり、排出事業者が3Rに一層取り組んで行く必要があります。

(2) 資源循環の質の向上

枯渇性資源の有効利用や未利用エネルギーの有効活用、地域内での循環など資源循環の質に着目した取組が望まれます。

(3) 産業廃棄物処理の安全・安心の確保

産業廃棄物の適正処理と透明性の向上に向けた取組や、不法投棄等への早期発見・早期対応、行政代執行による早期の支障除去などを進めて行く必要があります。

第3章 基本理念と取組方向

1 基本理念

大量生産、大量消費型の社会経済活動により、物質の健全な循環が阻害され、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇等地球規模の環境問題が懸念されています。また、大量の廃棄物の発生に対しては、3Rや適正処理の取組を進め、これまでの取組の成果が実感できるようになってきましたが、持続可能な循環型社会の構築に向け、一層の取組が必要となっています。

これまで、循環を量的な側面から捉え取組を進めてきましたが、さらに循環を質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして一層有効活用する取組を進めることで、天然資源の使用を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される安全で安心な循環型社会づくりを推進します。

そのため、県民、事業者、行政等さまざまな主体の協創により、地域特性や資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

こうした考え方にに基づき、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。



三重県ごみゼロキャラクター
ゼロ吉ファミリー

これからは、循環の質も重視して、循環型社会の構築をめざすゼロ！

2 めざすべき姿

「基本理念」を踏まえた本計画の10年後のめざすべき姿

●家庭においては、

ものを大切にする気持ちや環境を考え行動することが浸透しています。

●事業者においては、

長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供し、排出する廃棄物の発生を極力抑制するとともに貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が実現しています。

●廃棄物処理の現場においては、

県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。

●大規模災害に備えて、

東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、大規模災害に備えて災害廃棄物の適正処理が行われるための体制が整備されています。

循環の質

持続可能な循環型社会の構築に向け、天然資源の使用を抑制し、環境負荷が出来る限り低減されるよう取組を進めて行くことが重要です。

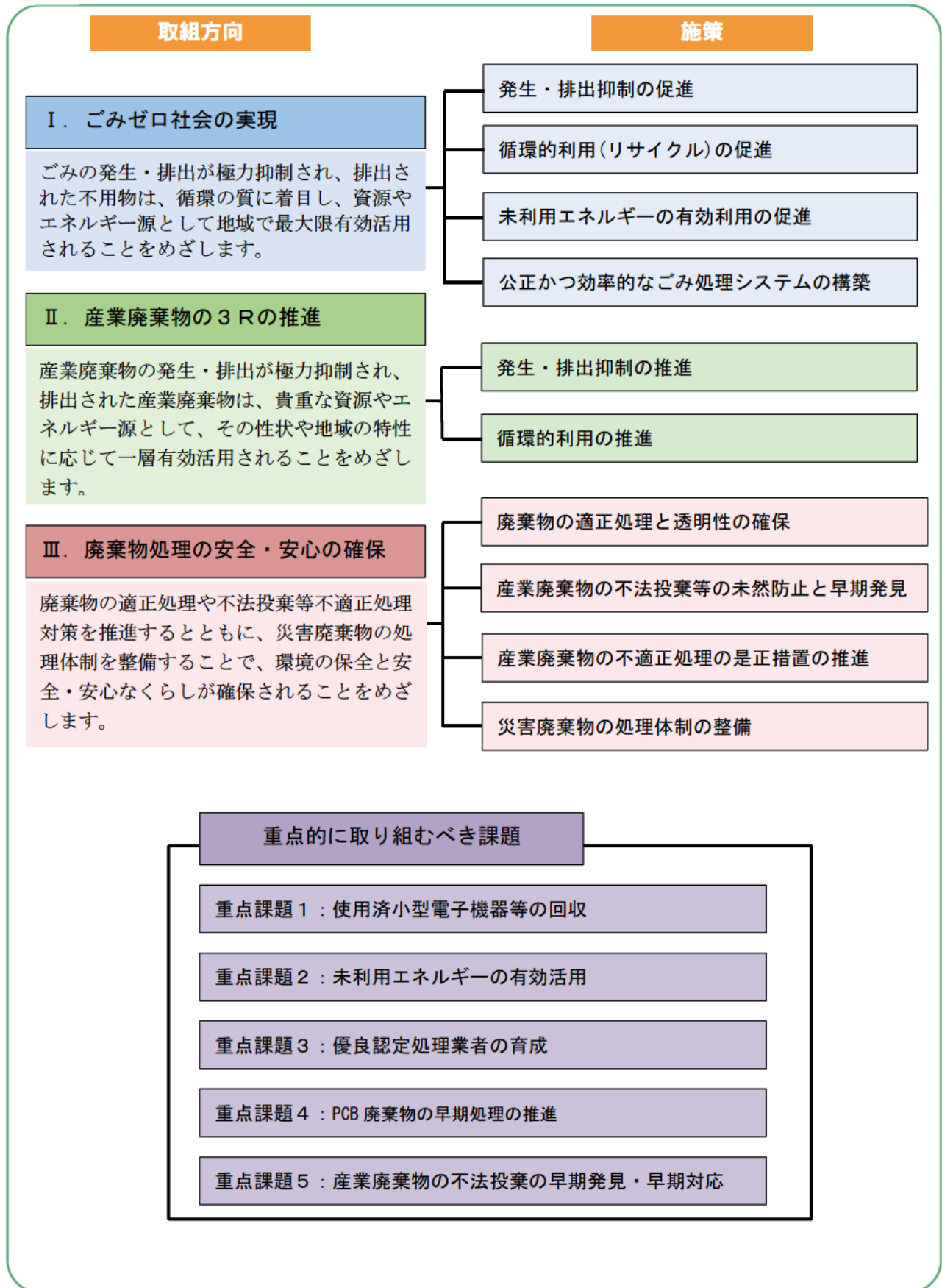
このため、自然から採取した枯渇性資源は、「社会ストック」として経済社会で可能な限り長く、無駄なく利用されることが望まれます。

また、廃棄物の発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物処理や再生処理の環境負荷が低減される必要があり、バイオマス等の再生可能資源は、その再生スピードの範囲内で循環利用することが求められます。

このような、持続可能な循環型社会の目指す価値観を「循環の質」と捉え施策を進めていくこととします。

3

循環型社会構築のための取組方向



第4章 計画の目標と施策

I ごみゼロ社会の実現

【数値目標】

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
986 g / 人・日	936 g / 人・日

(2) 資源化率

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
30.4%	33.3%

(3) 最終処分量

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
50,042 t	30,000 t



(1)発生・排出抑制の促進

ものを大切にする気持ちや環境を考えて行動する意識を醸成し、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着に取り組み、ごみの発生・排出抑制を進めます。環境配慮製品の普及、多様な主体による資源回収の促進など、ごみが出にくい仕組みづくりを進めます。

〈主な取組〉

- 拡大生産者責任の徹底
- 事業系ごみの総合的な減量化の促進
- 再使用の促進
- 多様な主体の協創による取組の推進

(2)循環的利用(リサイクル)の促進

やむを得ず排出されたごみを、貴重な資源として最大限有効利用するため、各種リサイクル法に基づく取組などを促進します。枯渇性資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環が優先されるよう取組を進めます。

〈主な取組〉

- 容器包装ごみ等の再資源化の促進
- 地域循環高度化の促進

(3)未利用エネルギーの有効利用の促進

排出されたごみについて、貴重なエネルギー源として最大限有効活用することで、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環の形成に向けた取組を進めます。

〈主な取組〉

- ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進
- 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

(4)公正かつ効率的なごみ処理システムの構築

人口減少や高齢化などの進行を見据え、公正で効率的なごみ処理システムの構築を進めます。

〈主な取組〉

- ごみ処理の有料化等経済的手法の活用
- 廃棄物会計とごみ処理カルテの活用促進
- RDF 焼却・発電事業
- ごみ処理広域化の推進

Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進

【数値目標】

(1) 排出量

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
8,505千t	7,920千t

(2) 再生利用率

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
43.0%	43.6%

(3) 最終処分量

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
258 千 t	234 千 t

(1) 発生・排出抑制の推進

事業者の排出抑制の取組に加え、環境配慮設計がされた製品の提供や使用済製品の自主回収ルートの構築など製品の提供を通じた発生・排出抑制の取組を推進します。

〈主な取組〉

- 産業廃棄物適正管理の推進
- 産業廃棄物発生抑制等の推進
- 拡大生産者責任の徹底（再掲）

(2) 循環的利用の推進

排出された廃棄物について、貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われる循環的利用を推進します。

〈主な取組〉

- 認定リサイクル製品普及の推進
- 産業廃棄物リサイクル技術研究開発事業
- 地域循環高度化の促進（再掲）
- 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進（再掲）

Ⅲ 廃棄物処理の安全・安心の確保

【数値目標】

(1) 電子Manifestの活用率

H 25 年度 (実績)	H 32 年度 (目標)
34.1%	60.0%

(2) 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率

H 26 年度 (実績)	H 32 年度 (目標)
83.9%	100%

(3) 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

H 26 年度 (実績)	H 32 年度 (目標)
25.0%	100%

(4) 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数

H 25 年度 (実績)	H 32 年度 (目標)
4 市町	29 市町



(1) 廃棄物の適正処理と透明性の確保

排出された廃棄物の処理について、環境の保全と安全・安心を確保するため、有害廃棄物の適正処理や産業廃棄物処理責任の徹底などを進め、適正処理とその透明性の確保を図ります。

〈主な取組〉

- 産業廃棄物処理責任の徹底
- PCB 廃棄物適正管理の推進
- 廃棄物適正処理の推進
- 最終処分場周辺環境整備事業

(2) 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見

産業廃棄物処理の厳正な監視・指導を行うとともに、多様な主体と連携するなど監視体制の強化を図り、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。

〈主な取組〉

- 産業廃棄物処理の監視指導
- 不法投棄を許さない社会づくりの推進

(3) 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

行政代執行を実施している4事案（四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案、四日市市内山事案）の着実な是正措置により、安全・安心を確保します。

〈主な取組〉

- 環境修復事業の実施

(4) 災害廃棄物の処理体制の整備

大規模災害時においても廃棄物処理が迅速に行われるよう、災害廃棄物処理計画の実効性を高める取組を促進するとともに、県域を越えた災害廃棄物の処理体制の整備を進めます。

〈主な取組〉

- 災害廃棄物適正処理の促進

IV 重点的に取り組むべき課題

本県の現状や社会情勢を踏まえ、計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

重点課題1 使用済小型電子機器等の回収

使用済製品からのレアメタルの回収は、枯渇性資源の確保や産業振興の観点からも重要な課題であるため、市町の使用済小型電子機器等の回収の取組を促進します。

使用済小型電子機器等の回収

H 26 年度（実績）	H 32 年度（目標）
0.32kg/人・年	1kg/人・年

重点課題2 未利用エネルギーの有効活用

廃棄物処理の未利用エネルギーの有効活用を進めるため、市町のごみの未利用エネルギーの回収を促進します。

ごみの未利用エネルギーの回収量

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
1,147 MJ/t	1,491 MJ/t

重点課題3 優良認定処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理と透明性を確保し、不法投棄等不適正処理を防止するため、関係団体と連携し、優良認定処理業者の育成に取り組みます。

優良認定処理業者の認定件数

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
216 件	420 件

重点課題4 PCB 廃棄物の早期処理の推進

PCB 廃棄物を処理期限までに確実に処理する必要があるため、使用中の PCB 含有電気機器や未把握の PCB 廃棄物などへの対応も含め、早期処理を推進します。

PCB 廃棄物の適正処分率

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
37%	90%

重点課題5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応

不法投棄については、発見が遅れると規模が拡大し生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、早期発見・早期対応の取組を進めます。

一定規模(100t)以上の不法投棄の発生の件数

H 25 年度（実績）	H 32 年度（目標）
2 件	0 件

第5章 各主体の役割と進捗管理

1 各主体の役割

(1) 県民・NPO

県民は、アクティブ・シチズンとして、循環型社会構築に向けた取組に主体的に参画することが望まれます。NPO等の民間団体は、自らの活動に加え、情報発信や、各主体の協働のつなぎ手としての役割などが期待されます。

(2) 事業者

事業者は、廃棄物の発生・排出抑制を進めるとともに、適正処理と透明性の確保が求められます。また、拡大生産者責任の考え方による製品設計、使用済製品の引取などが望まれます。小売事業者は資源回収を進める取組などが望まれます。

(3) 廃棄物処理業者

廃棄物の適正な処分や循環的利用を進めつつ、処理状況の公開など事業の透明性を高めることが必要です。また、一層の環境負荷の低減や生活環境の保全、資源循環の質の向上に努めることが望まれます。

(4) 市町

発生・排出抑制、循環的利用、適正処理について、各市町の一般廃棄物処理基本計画に基づき施策を進めるとともに、本計画のめざす姿の実現に向け、地域の特性、事情に応じて自主的・自立的に取組を推進することが求められます。

(5) 県

県は、本計画に定める目標の達成に向け、市町への技術的支援、事業者に対する助言や指導など関係者と連携し総合的に施策を実施します。大規模災害の発生時には、三重県災害廃棄物処理計画に基づき、支援及び協力体制を整える調整機能などを担います。

2 計画推進の進捗管理

県民・NPO、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組を点検・評価し公表を行う体制を整備し、計画の実効性を担保していきます。

三重県廃棄物処理計画 取組方向及び目標値

10年後のめざす姿

基本理念
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rや適正処理の一層の取組 ○ 環境の保全と安全・安心の確保 ○ 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用 ○ 「協創」による地域循環の形成
<p>↓</p> <p>循環の質に着目</p> <p>低炭素社会及び自然共生社会の形成 循環型社会の定着を実現</p>

10年後のめざすべき姿
<p>天然資源の使用抑制 環境負荷の低減</p>
<p>家庭 ものを大切にすることが浸透しています。</p> <p>事業者 長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。</p> <p>廃棄物処理の現場 県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。</p> <p>大規模災害への備え 東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。</p>

5年間の取組方向 (平成28年度から平成32年度)

ごみゼロ社会の実現	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	施策
ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量※	986g/人日	936g/人日	発生・排出抑制の促進 多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。
	資源化率	30.4%	33.3%	循環的利用(リサイクル)の促進 各種リサイクル法の促進に加え、枯渇資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環の形成に向けた取組を促進します。
	最終処分量	50千t	30千t	未利用エネルギーの有効活用の促進 ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。
※災害廃棄物の量を除く				

産業廃棄物の3Rの推進	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	施策
産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。	排出量	8,505千t	7,920千t	発生・排出抑制の促進 排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。
	再生利用率	43.0%	43.6%	循環的利用の促進 認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。
	最終処分量※	258千t	234千t	
※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く				

廃棄物処理の安全・安心の確保	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	施策
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。	電子 manifests の活用率	34.1%	60.0%	廃棄物の適正処理と透明性の確保 電子 manifests の活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組むとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (H26実績)	100%	産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見に向け、監視指導の強化に取り組み、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (H26実績)	100%	産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4市町	29市町	災害廃棄物の処理体制の整備 大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。

重点課題																														
<p>計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。</p> <p>1 使用済小型電子機器等の回収 枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。</p> <table border="1"> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (H32年度)</th> </tr> <tr> <td>使用済小型電子機器等の回収量</td> <td>0.32kg/人年</td> <td>1kg/人年</td> </tr> </table> <p>2 未利用エネルギーの有効活用 廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。</p> <table border="1"> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (H32年度)</th> </tr> <tr> <td>ごみの未利用エネルギー回収量</td> <td>1,147MJ/t</td> <td>1,491MJ/t</td> </tr> </table> <p>3 優良認定処理業者の育成 廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。</p> <table border="1"> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (H32年度)</th> </tr> <tr> <td>優良認定処理業者の認定件数</td> <td>216件</td> <td>420件</td> </tr> </table> <p>4 PCB廃棄物の早期処理の推進 PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。</p> <table border="1"> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (H32年度)</th> </tr> <tr> <td>PCB廃棄物の適正処分率</td> <td>37%</td> <td>90%</td> </tr> </table> <p>5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応 不法投棄により生活環境への支障が生じないように早期発見・早期対応に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (H25年度)</th> <th>目標値 (H32年度)</th> </tr> <tr> <td>一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </table>	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年	1kg/人年	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	ごみの未利用エネルギー回収量	1,147MJ/t	1,491MJ/t	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	優良認定処理業者の認定件数	216件	420件	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)																												
使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年	1kg/人年																												
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)																												
ごみの未利用エネルギー回収量	1,147MJ/t	1,491MJ/t																												
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)																												
優良認定処理業者の認定件数	216件	420件																												
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)																												
PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%																												
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)																												
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件																												

三重県廃棄物処理計画
平成 28 年 3 月発行

編集／発行 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

【問い合わせ先】

○廃棄物の 3R 及び適正処理に関すること

廃棄物・リサイクル課

電 話： 059-224-3310（廃棄物政策班）
059-224-2385（リサイクル推進班）
059-224-2475（廃棄物規制・審査班）
F A X： 059-222-8136
e-mail： haikik@pref.mie.jp

○産業廃棄物の監視・指導に関すること

廃棄物監視・指導課

電 話： 059-224-2388
F A X： 059-222-8136
e-mail： kanshi@pref.mie.jp

○産業廃棄物の不適正処理対策に関すること

廃棄物適正処理プロジェクトチーム

電 話： 059-224-2483
F A X： 059-224-2530
e-mail： tekisei@pref.mie.jp